



## No. 1

### 随意契約理由書

1 案件名称

市民用建築情報検索システム課金装置新千円紙幣対応業務委託

2 契約の相手方

朝日航洋株式会社 西日本空情支社

3 随意契約理由

本システムにおいて用いられている課金装置については、令和6年3月1日から朝日航洋株式会社西日本空情支社より借り入れている物品であり、令和10年2月29日で契約満了となる。

令和6年7月3日に新千円紙幣が発行され、新千円紙幣への対応を行わなければ、本システムの運用において市民サービスに多大な支障をきたすこととなり、業務上の必要があると認められる。同社以外に本業務を履行させた場合、故障があった際に現機器借入業者との間で責任の所在が不明確となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特名随意契約

5 担当部署

計画調整局建築指導部建築確認課設備担当（電話番号 06 - 6208 - 9304）